

道州制導入断固反対に関する緊急要請書

かつて2,500を超えていた町村は、「平成の合併」により本年1月現在で930にまで減少した。

その多くが農山漁村地域である町村は、小なりといえども主体性ある自治運営を実践しながら、食料の安定供給や水資源の涵養、国土の保全など国民の生存を支える重要な役割を担い続けてきたところであり、その重要性はこれからも決して変わるものではない。

本会をはじめ全国町村会では、道州制は、地方分権の名を借りた新たな集権体制を作ることに他ならず、巨大な道州は住民との距離が一段と遠くなるばかりか、大都市へのさらなる集中を招くこととなり、地域間格差を一層拡大し、さらに市町村の強制的な再編を強いることとなれば、多くの農山漁村の自治は衰退の一途を辿り、国の崩壊に繋がる懸念があるとして、これまで一貫して導入反対を表明してきたところである。

現在、与党においては、道州制の導入手続きを定めた「道州制推進基本法」の今国会への提出を目指した動きを見せているが、道州制は国のかたちの根本に関わるものであり、検討にあたっては、「導入の目的」、「道州の基本的性格」、「基礎自治体のあり方」など明確な姿を示し、なぜ今道州制導入の議論がなされなければならないのか、正に当事者である地方団体と真摯な議論を重ね、国民的な理解を得ることが不可欠である。

よって、我々町村は、国民的議論もないまま、導入推進のかけ声ばかりが先行している現状に憂慮するとともに、多様な自治のあり方を否定し、さらなる市町村合併につながる道州制導入には断固反対するものである。

平成25年5月28日

福島県町村会
会長 佐藤正博